

○岡山市灘崎歴史文化資料館条例施行規則

平成17年3月17日
市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市灘崎歴史文化資料館設置条例(平成17年市条例第102号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 資料館に必要な職員を置くことができる。

(休館日及び開館時間)

第3条 資料館の休館日は、次の各号のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日。
ただし、休日が前号に規定する休館日に当たるときは、その翌日

(3) 年末年始(12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで)

(4) 毎月末日

(5) 特別整理日(年1回6日以内)

2 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(禁止行為)

第4条 条例第4条第1項第3号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 館内で喫煙、飲食等を行うこと。

(2) その他教育委員会が禁止したこと。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

